3 (1)　借款は、生産物（両政府の関係当局間で合意する表に掲げる生産物を除く。）の購入又は当該生産物の購入に付随する役務の購入のためにタンザニア連合共和国の権限のある当局が既に行ったか又は将来行う支払を対象として使用に供される。

(2)　(1)に規定する表は、両政府の関係当局間の合意によって修正することができる。

4　タンザニア連合共和国政府は、タンザニア連合共和国政府の名義で開設される国家予算勘定に借款の円貨による支出額に等しい額をタンザニアの通貨で振り替えるようにするための措置をとる。このようにして振り替えられた額は、タンザニア連合共和国政府の国家予算に編入され、二千五年六月に承認されたタンザニア連合共和国の成長及び貧困削減のための国家戦略（以下「ＭＫＵＫＵＴＡ」という。）の政策目標を達成するためのタンザニア連合共和国の成長及び貧困削減のためのプログラムの実施を支援するために使用される。

5　タンザニア連合共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がＭＫＵＫＵＴＡを実施するための一般財政支援を規律するパートナーシップ枠組みに関する二千六年一月付けの覚書に従って調達されることを確保する。

6　タンザニア連合共和国政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してタンザニア連合共和国において課されるすべての財政課徴金及び租税を免除する。

7　タンザニア連合共和国政府は、借款が適正にかつ専ら3(1)に規定する生産物又は役務の購入のために使用されることを確保するために必要な措置をとる。

8　タンザニア連合共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　借款の使途及びＭＫＵＫＵＴＡの進捗状況についての情報及び資料

(b)　ＭＫＵＫＵＴＡの進捗状況に関連するその他の情報

9　両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をタンザニア連合共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千九年十二月三日にダルエスサラームで

タンザニア連合共和国駐在

日本国特命全権大使　中川坦

タンザニア連合共和国

財務経済次官　ラマダニ・キジャ閣下

（タンザニア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解をタンザニア連合共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千九年十二月三日にダルエスサラームで

タンザニア連合共和国

財務経済次官　ラマダニ・キジャ閣下

タンザニア連合共和国駐在

日本国特命全権大使　中川坦閣下

○外務省告示第五百七十八号

平成二十一年十一月三十日にネーピードーで、サイクロン「ナルギス」被災地小学校兼サイクロンシェルター建設計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がミャンマー連邦政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　サイクロン「ナルギス」被災地小学校兼サイクロンシェルター建設計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与の限度額　五億八千百万円

3　贈与の供与期限　平成二十五年八月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　野川保晶在ミャンマー大使

ミャンマー側　ソー・ター国家計画・経済開発大臣

平成二十一年十二月十七日

外務大臣　岡田　克也

○文部科学省告示第百九十号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十条第三号の規定に基づき、学校教育法施行規則第百五十条第三号の専修学校の高等課程等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年十二月十七日

文部科学大臣　川端　達夫

学校教育法施行規則第百五十条第三号の専修学校の高等課程等を定める告示の一部を改正する告示

学校教育法施行規則第百五十条第三号の専修学校の高等課程等を定める告示（平成十七年文部科学省告示第百六十七号）の一部を次のように改正する。

表一国立函館視力障害センター高等課程あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師学科の項中「指圧師・はり師・きゅう師学科」を「指圧、はり、きゅう科」に改め、同表札幌科学技術専門学校工業高等課程情報技術科の項中「平成二十年四月一日」の下に「（平成二十一年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の次に次のように加える。

札幌科学技術専門学校工業高等課程総合技術科	平成二十一年四月一日

表七磐城学芸専門学校商業実務高等課程商業情報科の項の次に次のように加える。

磐城高等芸術商科総合学園商業実務高等課程ビジネスクリエイト科	平成二十一年四月一日
磐城高等芸術商科総合学園文化・教養高等課程音楽芸術クリエイト科	平成二十四年三月一日

表七磐城高等商業学校高等課程ＯＡ会計事務商業情報科の項及び磐城高等商業学校高等課程被服デザイン商業情報科の項中「平成十六年四月一日」の下に「（平成二十一年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表九上岡学園専門学校家政高等課程被服科の項の次に次のように加える。

国際自動車・ビューティ専門学校商業実務高等課程ＩＴビジネス科	平成二十四年三月一日

表九国際自動車・ビューティ専門学校商業実務高等課程情報経理科の項の次に次のように加える。

国際自動車・ビューティ専門学校商業実務高等課程トータルビューティ科	平成二十四年三月一日

表九国立塩原視力障害センター高等課程あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師学科の項中「指圧師・はり師・きゅう師学科」を「指圧、はり、きゅう科」に改める。

表十桐生ビジネス専門学校商業実務高等課程デザインアート科の項中「平成十三年三月一日」の下に「（平成二十年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表桐生ビジネス専門学校商業実務高等課程ビジネス科の項中「平成十七年四月一日」の下に「（平成二十年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表十一浦和専門学校商業実務高等課程情報ビジネス科の項中「平成十三年四月一日」の下に「（平成十四年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表中国立身体障害者リハビリテーションセンター高等課程あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師学科の項を次のように改める。

国立障害者リハビリテーションセンター高等課程あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう科	平成二十年四月一日
国立身体障害者リハビリテーションセンター高等課程あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう科	昭和六十一年三月一日（平成二十年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）